

第 7 1 9 号 平成26年6月10日 発行	天理市公報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市特別職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例	20	1
告 示	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	157	2
・放置自転車等の保管について	158	3
・放置自転車等の保管について	159	3
・放置自転車等の保管について	160	3
・都市計画の案の縦覧について	161	4
・放置自転車等の保管について	162	4
・放置自転車等の保管について	163	5
・放置自転車等の保管について	164	5
・放置自転車等の保管について	165	5
・放置自転車等の保管について	166	6
・公示送達について	167	6
・放置自転車等の保管について	168	7
・放置自転車等の保管について	169	7
・放置自転車等の保管について	170	7
・放置自転車等の保管について	171	8
・放置自転車等の保管について	172	8
・放置自転車等の保管について	173	8
・放置自転車等の保管について	174	9
・放置自転車等の保管について	175	9
・放置自転車等の保管について	176	10
・放置自転車等の保管について	177	10
・放置自転車等の保管について	178	10
・放置自転車等の保管について	179	11
・平成26年第2回天理市議会定例会の 招集について	180	11
・放置自転車等の保管について	181	11
・放置自転車等の保管について	182	12
・放置自転車等の保管について	183	12

・平成25年10月1日から平成26年3月 31日までににおける本市病院事業、水 道事業及び下水道事業の業務状況に について	184	12
・放置自転車等の保管について	185	28
・放置自転車等の保管について	186	28
・天理市火葬場における使用料の徴収 事務委託の一部改正について	187	28
・てくてくてんり事業参加手数料の徴 収事務について	188	28
公 告	番 号	頁 数
・天理農業振興地域整備計画の縦覧に ついて	17	29
・公募型プロポーザルについて	18	29
農 業 委 員 会	番 号	頁 数
・農業委員会の招集について	4	33
監 査 委 員	番 号	頁 数
・定期監査の結果について	1	33
公 営 企 業	番 号	頁 数
・天理市指定下水道工事店の廃止につい て【公告】	10	39
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	11	39
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	12	39
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	13	39
・天理市水道水源保護条例施行規程の 一部改正について	7	40
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	14	40
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	15	40

条 例

(平成26年5月23日揭示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年5月23日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの市長及び副市長の第7条の規定を適用する場合における給料月額、第5項の規定にかかわらず、別表第1に規定する額から、市長にあつてはその額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつてはその額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの教育長の第6条の規定を適用する場合における給料月額、第6項の規定にかかわらず、第3条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(平成22年3月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当の特例)

3 平成26年6月1日から平成29年10月27日までの管理者の第6条の規定を適用する場合における給料月額は、前項の規定にかかわらず、第3条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

(平成26年5月7日揭示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年5月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月7日から平成26年7月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)

- ア 移動費 2,000円
- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

- 天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
- 天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年5月8日揭示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月8日から平成26年7月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月9日揭示済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月9日から平成26年7月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月12日揭示済)

天理市告示第160号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年5月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月12日から平成26年7月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
 (以下 略)

(平成26年5月13日揭示済)

天理市告示第161号

都市計画の案の縦覧

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月13日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路3・4・403号 勾田櫛本線	天理市町楯町
大和都市計画道路3・4・408号 守目堂線	天理市守目堂町、丹波市町、田町
大和都市計画道路3・5・400号 豊田公園線	天理市豊田町
大和都市計画道路3・5・403号 豊井福住線	天理市布留町、豊井町

2. 都市計画の案の縦覧場所
天理市建設部まちづくり計画課
3. 縦覧期間
平成26年5月13日から平成26年5月27日まで
4. 意見の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を市長宛てとし、天理市建設部まちづくり計画課に平成26年5月27日までに必着するよう提出してください。

(平成26年5月14日揭示済)

天理市告示第162号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年5月14日
- 3 移動対象区域
天理市田部町341番地先放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月14日から平成26年7月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月14日揭示済)

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年5月14日

3 移動対象区域

天理市杉本町329番地先放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月14日から平成26年7月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月15日揭示済)

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年5月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月15日から平成26年7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月15日揭示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年5月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月15日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂南菅田町38番地1先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月15日から平成26年7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月15日揭示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年5月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月15日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町365番地14先放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月15日から平成26年7月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月16日揭示済)

天理市告示第167号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。
なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年5月16日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年5月16日揭示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月16日から平成26年7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月16日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月16日
 - 3 移動対象区域
天理市三昧田町470番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月16日から平成26年7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月19日揭示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年5月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月19日から平成26年7月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月20日揭示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年5月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月20日から平成26年7月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月21日揭示済)

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年5月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年5月21日から平成26年7月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年5月21日揭示済)

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年5月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月21日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町304番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月21日から平成26年7月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月22日揭示済)

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年5月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月22日から平成26年7月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月23日揭示済)

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年5月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年5月23日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成26年5月23日から平成26年7月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成26年5月26日揭示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月26日から平成26年7月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月27日揭示済)

天理市告示第177号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月27日から平成26年7月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月28日揭示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月28日から平成26年7月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年5月30日揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年5月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年5月30日から平成26年7月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月2日揭示済)

天理市告示第180号

平成26年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年6月2日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成26年6月9日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成26年6月2日揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年6月2日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年6月2日から平成26年7月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年6月2日揭示済)

天理市告示第182号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2条項の規定により告示する。

平成26年6月2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年5月30日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月2日から平成26年11月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- (以下 略)

(平成26年6月3日揭示済)

天理市告示第183号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月3日
 - 3 移動対象区域
天理市田部町196番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月3日から平成26年8月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月4日揭示済)

天理市告示第184号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成25年10月1日から平成26年3月31日までににおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成26年6月4日

平成25年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成25年10月1日～平成26年3月31日)

1. 概 況

(1) 総括事項

平成25年度下半期の天理市立病院事業の概況を報告します。

当院は、前身となる二階堂診療所（昭和25年開業）から数度の増改築及び名称変更を経て、昭和51年に天理市立病院として開業しました。平成2年には大規模な増築を行い、地域の総合病院として、その機能を発揮できるよう努力を重ねてまいりました。

しかし、県内医師の減少や看護師不足により、黒字経営が困難となってきたため、収益率の高い健診センターを設置することや、また天理市立病院改革プランにより、黒字経営を目指しましたが、当年度に制定された天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例（平成25年6月28日条例第24号）に基づき、平成26年度より指定管理制度を導入し、社会医療法人高清水会を管理者として指定することとしました。

今年度下半期の業務量については、入院患者数が延2,535人、外来患者数が延23,360人、合計で延25,895人となり、前年度に比較し合計で延23,294人（47.4%）の減少となりました。これは、閉院に伴う作業のため平成26年2月より入院診療に関する業務を、また同年3月より外来診療に関する業務を停止したことに伴い発生した減少であると考えられます。

経理状況につきましては、収益的収入の総額は1,719,503,296円となりました。そのうち、1,363,100,000円は第三セクター等改革推進債による閉院に伴う経費のための繰入金です。また、収益的支出の総額は1,630,269,287円となりました。次に資本的収入の総額は307,508,704円となりました。そのうち290,800,000円は第三セクター等改革推進債による企業債の繰上償還に伴う経費のための繰入金です。また、資本的支出の総額は、346,219,205円となりました。

平成26年度以降は、社会医療法人高清水会が指定管理者として当院の施設等を用い、天理市立メディカルセンターとしてその運営を行っていきます。

(2) 議会議決事項

(ア)平成25年度天理市立病院事業会計補正予算（第2号） （平成26年3月20日議決）

(イ)天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例の一部改正について
（平成26年3月20日議決）

(3) 職員に関する事項

(平成26年3月31日現在)

職 名	事務職員	技術職員	技能職員	計
職員数	11人	60人	5人	76人

2. 業 務

(1)入院延患者数

(単位：人)

月 別 診療科目	10	11	12	1	2	3	計
内 科	556	438	397	241	0	0	1,632
人工透析内科	103	95	68	29	0	0	295
外 科	23	57	56	2	0	0	138
整形外科	0	0	0	0	0	0	0
小 児 科	21	22	43	33	0	0	119
産 婦 人 科	73	93	125	60	0	0	351
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	0	0	0	0	0	0	0
計	776	705	689	365	0	0	2,535
前 年 同 期	2,009	2,070	2,186	2,120	2,029	2,133	12,547
増 減	△ 1,233	△ 1,365	△ 1,497	△ 1,755	△ 2,029	△ 2,133	△ 10,012
対前年同期比	38.6%	34.1%	31.5%	17.2%	0.0%	0.0%	20.2%

(2)外来延患者数

(単位：人)

月 別 診療科目	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,128	3,581	3,069	2,881	2,742	0	15,401
人工透析内科	199	126	40	15	1	0	381
外 科	400	352	314	360	309	0	1,735
整形外科	155	146	136	136	127	0	700
小 児 科	188	181	152	148	139	0	808
産 婦 人 科	456	477	424	427	443	0	2,227
眼 科	189	183	182	144	182	0	880
耳鼻咽喉科	239	243	225	236	285	0	1,228
計	4,954	5,289	4,542	4,347	4,228	0	23,360
前 年 同 期	6,501	6,596	6,491	5,914	5,443	5,697	36,642
増 減	△ 1,547	△ 1,307	△ 1,949	△ 1,567	△ 1,215	△ 5,697	△ 13,282
対前年同期比	76.2%	80.2%	70.0%	73.5%	77.7%	0.0%	63.8%

(3) 事業収支に関する事項

収 入

科 目	平成25年度下半期 (円)	平成24年度下半期 (円)	比 較	
			増 減(円)	比 率(%)
病院事業収益	1,719,503,269	855,852,313	863,650,956	200.9
1 医 業 収 益	167,761,744	692,969,887	△ 525,208,143	24.2
2 医 業 外 収 益	1,479,142,713	161,692,608	1,317,450,105	914.8
3 特 別 利 益	72,598,812	1,189,818	71,408,994	6101.7

支 出

科 目	平成25年度下半期 (円)	平成24年度下半期 (円)	比 較	
			増 減(円)	比 率(%)
病院事業費用	1,630,269,287	970,023,833	660,245,454	168.1
1 医 業 費 用	1,447,068,710	917,010,216	530,058,494	157.8
2 医 業 外 費 用	27,836,601	46,665,892	△ 18,829,291	59.7
3 特 別 損 失	155,363,976	6,347,725	149,016,251	2447.6

(消費税及び地方消費税抜き)

3. 会 計

(1) 予算執行状況

(ア) 収益の収入及び支出

収 入

(単位：円)

科 目	予算現額	下半期執行額	執行額累計	未執行額
病院事業収益	2,600,429,000	1,722,328,607	2,437,850,665	162,578,335
1 医 業 収 益	1,022,159,000	169,860,476	874,215,512	147,943,488
2 医 業 外 収 益	1,505,698,000	1,479,869,319	1,491,036,341	14,661,659
3 特 別 利 益	72,572,000	72,598,812	72,598,812	△ 26,812

支 出

(単位：円)

科 目	予算現額	下半期執行額	執行額累計	未執行額
病院事業費用	2,490,221,000	1,628,016,603	2,404,157,916	86,063,084
1 医 業 費 用	2,291,328,000	1,454,138,355	2,218,701,236	72,626,764
2 医 業 外 費 用	43,084,000	18,499,804	29,953,916	13,130,084
3 特 別 損 失	155,509,000	155,378,444	155,502,764	6,236
4 予 備 費	300,000	0	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ)資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

科 目	予算現額	下半期執行額	執行額累計	未執行額
資本的收入	366,440,000	307,508,704	348,802,704	17,637,296
1 補 助 金	353,580,000	294,648,235	335,942,235	17,637,765
2 固 定 資 産 売 却 代 金	12,860,000	12,860,469	12,860,469	△ 469

支 出

(単位：円)

科 目	予算現額	下半期執行額	執行額累計	未執行額
資本的支出	382,136,000	346,219,205	381,247,273	888,727
1 企 業 債 償 還 金	373,553,000	338,523,755	373,551,823	1,177
2 建 設 改 良 費	8,583,000	7,695,450	7,695,450	887,550

(消費税及び地方消費税込み)

(2)企業債及び一時借入金の概況

(ア)企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
338,523,755	0	338,523,755	0

(イ)一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
600,000,000	700,000,000	0

平成25年度下半期天理市水道事業報告書
(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ164戸(0.7%)増加の23,418戸となりましたが、給水人口は、365人(0.5%)減少の67,091人となりました。

有収水量は、前年同期に比べ大口需要者の使用水量が増加したこと等により、10,180㎥(0.2%)増加の4,255,199㎥となりました。

(建設改良)

川原城町、丹波市町・田井庄町地内他での配水管改良工事、配水管布設工事等を行いました。

(経理状況)

使用量の増加により、給水収益が前年同期に比べ34,561,190円(3.3%)増加し、1,091,117,225円となりました。また、天理ダム浚渫工事に伴う負担金が14,325,638円増加したこと等により当期収益合計は、前年同期に比べ46,924,854円(4.0%)増加の1,233,785,870円となりました。

一方費用は、受水費、修繕費等の減少により、前年同期に比べ218,417,647円(16.6%)減少の1,097,118,960円となり、当期損益は136,666,910円の純利益となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成25年 第4回定例会	議案第68号	平成25年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)	H25.12.24
平成26年 第1回定例会	議案第15号	平成26年度天理市水道事業会計予算	H26.03.20
平成26年 第1回定例会	議案第29号	天理市水道事業給水条例等の一部改正について	H26.03.20

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成26年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	9	19	4	0	32

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

(1) 下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備考
檜町・和爾町地内 φ200mm配水管布設工事	34,072,500	
丹波市町・田井庄町地内 φ200mm～50mm配水管改良工事	95,009,250	
川原城町地内 φ100mm～50mm配水管改良工事	45,593,100	
勾田町地内 φ150mm配水管改良工事	14,044,800	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	67,091	67,456	△ 365	99.5
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,418	23,254	164	100.7
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,521,407	4,582,978	△ 61,571	98.7
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,255,199	4,245,019	10,180	100.2
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) (下半期有収水量/下半期配水量)	94.1	92.6	1.5 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,233,785,870	1,186,861,016	46,924,854	104.0
営 業 収 益	1,224,573,348	1,181,935,856	42,637,492	103.6
営 業 外 収 益	9,212,522	4,925,160	4,287,362	187.1
特 別 利 益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用	1,097,118,960	1,315,536,607	△ 218,417,647	83.4
営 業 費 用	1,027,102,104	1,240,592,760	△ 213,490,656	82.8
営 業 外 費 用	66,923,104	71,876,332	△ 4,953,228	93.1
特 別 損 失	3,093,752	3,067,515	26,237	100.9
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,411,857,000	1,297,139,873	2,462,438,549	△ 50,581,549
	営業収益	2,401,577,000	1,287,911,860	2,447,926,295	△ 46,349,295
	営業外収益	10,278,000	9,228,013	12,978,868	△ 2,700,868
	特別利益	2,000	0	1,533,386	△ 1,531,386
支 出	水道事業費用 (うち、繰越分)	2,351,079,350 3,409,350	1,165,613,767 0	2,301,289,227 3,409,350	49,790,123 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,170,583,650 3,409,350	1,049,809,758 0	2,122,269,671 3,409,350	48,313,979 0
	営業外費用	176,011,700	112,554,703	175,750,825	260,875
	特別損失	3,484,000	3,249,306	3,268,731	215,269
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	484,917,000	461,076,937	488,671,437	△ 3,754,437
	負担金	39,162,000	32,656,050	32,656,050	6,505,950
	分担金	38,088,000	26,297,250	48,357,750	△ 10,269,750
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	11,069,000	5,535,637	11,069,637	△ 637
	投資償還金	396,588,000	396,588,000	396,588,000	0
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,564,203,000 32,559,000	796,078,556 0	1,063,364,013 30,459,450	500,838,987 2,099,550
	建設改良費 (うち、繰越分)	861,528,000 32,559,000	243,425,389 0	360,689,391 30,459,450	500,838,609 2,099,550
	企業債償還金	302,675,000	152,653,167	302,674,622	378
	投資	400,000,000	400,000,000	400,000,000	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
3,724,139,980	0	152,653,167	3,571,486,813

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成25年度下半期天理市下水道事業報告書
(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ252戸(1.3%)増加の19,898戸となりました。
また、排水量は水洗化率の伸びに伴い、50,592 m³(1.3%)増加し4,090,601 m³となりました。

(建設改良)

田部町地内の污水管布設工事、稲葉町、岩室町地内の公共下水道管修繕工事及び市内各地で汚水樹設置工事を行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ18,899,028円(3.2%)増加の601,659,890円となり、
他会計補助金が34,199,706円(5.5%)増加し661,425,344円となったこと等により、
収益合計は前年同期に比べ55,521,730円(4.5%)増加の1,295,864,196円となりました。

一方費用は、委託料、修繕費等の増加により、48,505,540円(3.8%)増加の
1,340,957,517円となり、当期損益は、45,093,321円の純損失となりました。

今後一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存で
あります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成26年 第1回定例会	議案第8号	平成25年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)	H26.03.20
平成26年 第1回定例会	議案第16号	平成26年度天理市下水道事業会計予算	H26.03.20
平成26年 第1回定例会	議案第29号	天理市水道事業給水条例等の一部改正について	H26.03.20

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可年月日
平成25年9月30日	平成25年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請	国土交通大臣	平成25年10月30日

(4) 職員に関する事項

平成26年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	7	6	0	13

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
田部町地内 污水管布設工事	28,665,000	
稲葉町、岩室町地内 公共下水道管修繕工事	57,867,600	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,898	19,646	252	101.3
下 半 期 排 水 量 (m ³)	4,090,601	4,040,009	50,592	101.3

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,295,864,196	1,240,342,466	55,521,730	104.5
営 業 収 益	633,205,294	610,754,479	22,450,815	103.7
営 業 外 収 益	662,658,902	629,587,987	33,070,915	105.3
特 別 利 益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成25年度	平成24年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,340,957,517	1,292,451,977	48,505,540	103.8
営 業 費 用	1,066,076,747	998,132,742	67,944,005	106.8
営 業 外 費 用	273,307,345	293,086,003	△ 19,778,658	93.3
特 別 損 失	1,573,425	1,233,232	340,193	127.6
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,694,023,000	1,331,197,442	2,703,619,718	△ 9,596,718
	営業収益	1,340,039,000	668,534,249	1,347,295,105	△ 7,256,105
	営業外収益	1,353,983,000	662,663,193	1,356,322,565	△ 2,339,565
	特別利益	1,000	0	2,048	△ 1,048
支 出	下水道事業費用	2,706,633,000	1,384,447,956	2,631,820,990	74,812,010
	営業費用	2,110,598,350	1,086,394,113	2,052,077,435	58,520,915
	営業外費用	593,332,000	296,401,944	578,084,694	15,247,306
	特別損失	1,702,650	1,651,899	1,658,861	43,789
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	445,478,000 5,305,000	232,954,210 5,305,000	427,581,120 5,305,000	17,896,880 0
	負担金	34,449,000	35,281,210	40,596,220	△ 6,147,220
	補助金 (うち、繰越分)	397,467,000 5,305,000	192,886,000 5,305,000	380,467,000 5,305,000	17,000,000 0
	長期貸付金回収金	3,562,000	1,829,000	3,559,900	2,100
	その他資本的収入	10,000,000	2,958,000	2,958,000	7,042,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,711,335,550 27,467,550	847,758,053 5,125,233	1,624,095,366 27,354,783	87,240,184 112,767
	建設改良費 (うち、繰越分)	215,066,550 27,467,550	92,512,559 5,125,233	134,875,500 27,354,783	80,191,050 112,767
	長期貸付金	10,000,000	1,798,000	2,958,000	7,042,000
	企業債償還金	1,482,663,000	749,847,184	1,482,661,556	1,444
	その他資本的支出	3,606,000	3,600,310	3,600,310	5,690

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
23,375,854,153	0	749,847,184	22,626,006,969

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成25年度下半期天理市下水道事業損益計算書

(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	601,659,890		
(2) 他会計負担金	31,544,454		
(3) その他営業収益	950		
(4) 雑収益	<u>0</u>	633,205,294	
2 営業費用			
(1) 管渠費	90,726,062		
(2) 処理場費	11,972,169		
(5) 雨水ポンプ場費	7,045,445		
(4) 総係費	277,283,570		
(4) 総係費	17,534,261		
	53,606,625		
(6) 減価償却費	607,904,493		
(7) 資産減耗費	<u>4,122</u>	<u>1,066,076,747</u>	
営業損失			432,871,453
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,145,024		
(2) 他会計補助金	661,425,344		
(3) 雑収益	<u>88,534</u>	662,658,902	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	272,534,144		
(2) 雑支出	<u>773,201</u>	<u>273,307,345</u>	<u>389,351,557</u>
経常損失			43,519,896
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,573,425</u>	<u>1,573,425</u>	<u>△ 1,573,425</u>
当期損失			45,093,321
前期末未処理欠損金			<u>192,598,619</u>
当期末処理欠損金			<u><u>237,691,940</u></u>

(平成26年6月4日揭示済)

天理市告示第185号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月4日から平成26年8月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月5日揭示済)

天理市告示第186号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年6月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年6月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年6月5日から平成26年8月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年6月5日揭示済)

天理市告示第187号

天理市火葬場における使用料の徴収事務委託契約について（昭和62年8月1日天理市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月5日

天理市長 並 河 健

本文中「一般財団法人天理市開発公社理事長藤田俊史」を「一般財団法人天理市開発公社理事長藤井純一」に改める。

(平成26年6月5日揭示済)

天理市告示第188号

てくてくてんり事業参加手数料の徴収事務について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、てくてくてんり事業における参加手数料の徴収事務を島田武彦に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月5日

天理市長 並 河 健

公 告

（平成26年5月7日掲示済）

天理市公告第17号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月7日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

（平成26年5月14日掲示済）

天理市公告第18号

天理市第5次総合計画後期基本計画策定支援業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成26年5月14日

天理市長 並 河 健

1 趣旨

天理駅前広場は、平成15年に駅舎の老朽化と放置自転車対策等により、21世紀に向けて発展する天理市の玄関口としてふさわしい機能と形態を確立するため、地下駐輪場の整備、歩行者の安全を確保するための地下歩行者専用通路の整備、快適な駅前広場整備の3つを柱とする駅前広場再整備事業が行われ、新しい駅前広場がオープンいたしました。

しかしながら、近年、市の玄関口である駅前広場が通勤通学の時間帯を除いて閑散とし、天理のイメージをさびれたものにしていくことに加えて、整備された広大なスペースがありながら駅前広場に親子で遊べるスペースや来訪者等が気軽に時間を過ごせる場所が少なく、にぎわい創出及び魅力PR等の機能が十分果たされていないという課題を抱えています。

現在、市では、未来を見据えた天理駅周辺地区の活性化に向けて、同地区の街づくりの方向性や駅前空間の将来像を示す基本構想を作成中であり、先般、活性化プロジェクトとの具体的な内容を検討する場として、地域住民や関係団体の代表等で構成される街づくり協議を発足させたところであります。今後この協議会での協議を経て、基本構想の具現化に向けた天理駅周辺地区活性化プロジェクトが進んでまいります。

その第1フェーズとして、天理駅前広場及びその周辺（以下「駅前広場等」という。）の空間整備を行い、駅前広場等を活気あるものとし、市のみならず市外からも人を呼び込めるにぎわいの拠点といたします。

本業務は、天理駅周辺地区のにぎわいある街づくりの実現を目的に、駅前広場等のあるべき姿を明確にするとともに、本年度の下半期、駅前広場等空間整備事業着手に向け駅前空間デザインを作成するものであります。このため、本業務のデザイン・アイデア等の提案を受け、本業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、プロポーザル方式の公募を実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託

(2) 履行期限

平成27年3月31日（火）まで

(3) 業務委託費の上限額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

(4) 業務内容

- ① 天理駅前広場等空間デザイン
- ② 天理駅前広場等空間整備事業実施に伴う設計監修
- ③ 天理駅周辺地区活性化プロジェクト基本構想の作成支援
- ④ 天理駅前広場等空間整備事業実施に伴う補助金申請に関する資料の作成支援

- ⑤ 天理駅周辺地区街づくり協議会及び関係機関等との協議資料の作成支援
 ※詳細は、別添「天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書」のとおり
 なお、③④⑤の業務については外注することも可能とする。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市契約における暴力団等排除措置要項に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理能力を有していること。
- (7) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(7)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、6に掲げる提出期間内に参加表明書及び資料の提出をしない者、並びに参加資格がないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。

プロポーザル参加資格の確認は、参加表明書提出後速やかに行い、その結果は通知書の発送をもって行う。

4 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、参考資料【2】を除き天理市ホームページからダウンロードすること。参考資料【2】については、参加表明書の提出がありプロポーザルの参加資格が有ると確認できた者に配布するものとする。

- (1) 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書
- (3) 参考資料【1】
 - ① 天理市第5次総合計画
 - ② 天理市都市計画マスタープラン
 - ③ 天理駅前広場整備事業（平成15年度）竣工パンフレット

参考資料【2】

- ① 天理駅周辺地区街づくり協議会（事前会議、第1回協議会）資料
- ② 駅前空間整備の方向性
- ③ 法規制等一覧（現時点で把握している規制等であり、網羅しているとは限らない）
- ④ 用途区域図
- ⑤ 天理駅前広場整備事業（平成15年度）図面関係
- ⑥ J R南団体待合室関係図面
- ⑦ 市観光物産センター（ナビ天理）関係図面

5 プロポーザル実施手順

実施要領の公表から選定までの実施手順は以下のとおりである。

内容	期間等
実施要領の公表	平成26年4月14日（月） 天理市公式ホームページ上で公開します。
参加表明書の提出期間	平成26年4月14日（月）から 平成26年4月25日（金）まで
質問受付期間	平成26年4月14日（月）から 平成26年4月25日（金）17時まで
現場説明 （任意参加）	平成26年4月21日（月）14時 ※13時30分より受付開始
提案書等の提出期間	平成26年5月1日（木）から 平成26年5月12日（月）まで
第一次審査 （書類審査）	平成26年5月15日（木） ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定する。
第一次審査結果通知	平成26年5月15日（木） ※第一次審査参加者全員に結果通知する。

第二次審査 (ヒヤリング審査)	平成26年5月19日(月) ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知する。
委託候補者選定結果通知	平成26年5月19日(月) ※第二次審査参加者全員に結果通知する。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

平成26年4月25日(金) 当日必着

(2) 提出方法

提出は、持参、郵送(書留郵便に限る)、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1) 1部
- ② 事業者概要(様式2) 1部
- ③ 会社の概要がわかるパンフレット等 1部

7 現場説明会

(1) 説明会日程

- ① 日時：平成26年4月21日(月) 14時から
- ② 受付場所：天理市役所4階 431会議室(13時30分から受付開始)

(2) 参加方法

説明会の参加希望者は、平成26年4月18日(金) 17時までに「13. 担当部局」まで電子メールで連絡すること。参加できる人数は3名までとする。

電子メールの件名は、「現場説明会参加申込」とし、本文には事業者名、所在地、電話番号、参加人数、参加者氏名を明記すること。なお、説明会においては参加者からの質問は一切受け付けないのでご了承ください。

※ 現場説明会への参加は、任意参加とする。

8 質問受付及び回答

(1) 受付期限

平成26年4月25日(金) 17時必着

(2) 受付方法

質問書は、文書(様式自由)にてファックス又は電子メールで「13. 担当部局」へ提出すること。なお質問は、3に掲げる参加資格を有するもののみ受け付けるものとする。

(3) 回答方法

寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成26年5月1日(木)に天理市ホームページに掲載する。

9 提案書等の提出

(1) 提出期間

平成26年5月1日(木) から平成26年5月12日(月) 当日必着

(2) 提出方法

提出は、持参、郵送(書留郵便に限る)、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 提出先

「13. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類及び部数

- ・ 提出書類は日本語で作成すること。
- ・ 体裁は用紙A4判片面または両面印刷とするが、A3判による折り込みも可とする(A3判は2ページカウント)。文字数、文字サイズ等の書式は指定しない。②～⑦をクリップ留めしたものを7部作成し、①を添付の上、提出すること。
- ① 提案書表紙(様式3) 1部
- ② 業務の実施体制(様式4) 7部
- ③ 建築家やデザイナー履歴(様式5) 7部
- ④ 提案書：任意様式 7部
- ※ 提案書はA4判20ページ以内とする。
- ⑤ 事業全体スケジュール：任意様式 7部
- ⑥ 業務委託見積書(消費税及び地方消費税を含む)：任意様式 7部

※本見積書は、委託上限額の範囲での提案であることを確認するためのものであり、提出された額を持って契約するものではありません。

⑦空間デザイン提案パース 7部

※提案パースはA3サイズとするが、枚数、カット割りは指定しない。

※提案パースに加えて、模型を提出することも可（模型は1部とする）

⑧提案書関係書類電子データ（PDF形式）1部

(5) 提案について

- ・本提案は、本業務の受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、提案書等では、業務を実施する上での体制や基本的な考え方、空間デザイン及びデザイン意図、PRポイント等についての記載を求める。
- ・提案については「4. 配布資料」に加えて提案者の独自の調査研究により、本業務に関する関連事情を十分理解した上で提案書が作成されることを期待しており、受託者には特に次のことを望むものである。
- ① 限られた期間内での作業になることから、提案者には連絡・調整を密にできる体制と優れたネットワークを有すること。
- ② 街づくり協議会での議論を経て空間デザインが完成することから、提案デザインの修正に関して柔軟に対応できること。
- ③ 本市の強み、特性を十分に理解し、創意工夫あふれる提案を積極的にされること。
- ④ 内外へのアピール力を備えた駅前空間を整備していく方針から、本業務には高い発信力と実績を備えた建築家やデザイナーの起用を期待しており、当該建築家・デザイナーの作品であることをPRしていくことを前提としている。

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由で契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、審査委員会において上位3社を選定し、すべての提案者にその結果を文書通知する。なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

② 第二次審査（ヒヤリング審査）

第一次審査通過者によるヒヤリングを以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

ア) 各社出席者は3名以内として、空間デザインを行った建築家やデザイナーは必ず出席するものとする。

イ) 説明時間は、1社あたり1時間以内とする。（提案者のプレゼン30分、質疑応答30分を目安とする。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンやプロジェクターは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（スクリーンは市で準備する）。

ウ) ヒヤリング審査の詳細日程は該当者に別途通知する。

エ) ヒヤリング時の追加資料の配布は認めないが、提案パースに基づく模型等の提出は認める。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。

① 実施体制

② 建築家やデザイナーの実績、発信力

③ 提案内容

- ・本業務の方針、狙いに関する理解は十分であるか。
- ・本市の強み、特性を理解し提案内容に創意工夫が感じられるか。
- ・関連計画との整合性はとれているか。
- ・提案内容は実現性が高いか。
- ・街づくり協議会への対応は適切か。

④ 履行期限までの業務スケジュール

⑤ 空間デザイン提案パース

- ・デザイン意図・コンセプトは明確であるか。
- ・独創的なデザインか。
- ・デザインの完成度
- ・動線・利便性・安全性が確保されているか。
- ・施設機能が確保され、空間と調和がとれているか。

- ・駅前空間の将来像と合致しているか。
- ⑥ 本業務委託に係る見積価格
- ⑦ ヒヤリング対応
- (3) 審査結果の公表
審査委員会は非公開とし、審査結果についてののみ、市のホームページにて公表する。
- 1 1 参加事業者の失格
次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (1) 委託上限額を超える場合
 - (2) 参加資格を満たさなくなった場合
 - (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
 - (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
 - (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- 1 2 その他留意事項
 - (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、提案書等を提出できないものとする。
 - (2) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
 - (3) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
 - (4) 提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開することがある。
 - (5) 参加事業者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
 - (6) 市は、参加事業者からの提案に拘束を受けない。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。
 - (7) 受託者は、第2回以降の街づくり協議会へ出席することとする。なお、第2回街づくり協議会は平成26年5月23日（月）10時を予定している。
 - (8) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をしたうで行う。
- 1 3 担当部局（問合せ先）
天理市市長公室総合政策課（担当：石原、吉本）
所在地：奈良県天理市川原城町605（天理市役所4階）
電話：0743-63-1001 内線464
ファックス：0743-62-5016
電子メール：sougou@city.tenri.nara.jp

(了)

農業委員会

(平成26年5月26日揭示済)

天農委告示第5号

平成26年6月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成26年5月26日

天理市農業委員会
会長 藏本純次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条に関する許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 その他
 - ① 市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員

(平成26年5月26日揭示済)

天監委告示第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年 6 月10日 火曜日

天理市公報

平成26年 5 月26日

天理市監査委員	梅	崎	浩	充
天理市監査委員	松	井	義	憲
天理市監査委員	東	田	匡	弘

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成26年5月15日～16日	議会議務局	平成26年3月31日
# 5月7日～8日	選挙管理委員会事務局	#
# 5月12日～13日	農業委員会事務局	#

3 監査の範囲

平成25年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

議会事務局

○ 予算の執行状況について

・ 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
議会費	241,992,000	235,876,624	6,115,376	97.5
合計	241,992,000	235,876,624	6,115,376	97.5

平成26年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、議員報酬及び政務活動費である。

支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

選挙管理委員会事務局

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費委託金	21,770,000	21,770,741	15,429,000	6,341,741	70.9
雑入	100,000	226,000	226,000	0	100.0
合計	21,870,000	21,996,741	15,655,000	6,341,741	71.2

平成26年3月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
選挙管理委員会費	5,428,000	6,338,988	988,089	0737.9
選挙啓発費	45,000	31,295	13,705	056.9
参議院議員通常選挙費	13,614,000	11,611,143	2,857,100	71.00
市長選挙費	16,128,936	11,102,339	26,600	99.99
合計	35,216,000	24,083,765	7,656,132	235.6

平成26年3月31日

注:職員給与費

歳入の主なもの、参議院議員通常選挙委託金である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なもの、選挙管理委員報酬、選挙管理システム利用料及びポスター掲示場作成取付撤去業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

農業委員会事務局

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	72,000	67,200	57,000	10,200	84.8
農林費県補助金	2,845,000	3,338,000	2,252,000	1,086,000	67.5
市預金利子	0	2	2	0	100.0
雑入	779,000	1,158,108	1,075,108	83,000	92.8
合計	3,696,000	4,563,310	3,384,110	1,179,200	74.2

平成26年3月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	執行済額 円	残額 円	執行率 %
農業委員会費	12,652,000	11,792,866	859,134	93.2
合計	12,652,000	11,792,866	859,134	93.2

平成26年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なもの、農業委員会交付金である。

なお、収入未済額のうち総務手数料については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なもの、農業委員報酬及び農業委員会拠出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成26年度第1回定期監査を行った結果である。

平成25年度の予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

(平成26年5月2日揭示済)

天理市上下水道局公告第9号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成26年5月2日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成26年5月2日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定下水道工事店

商号 大角工業

代表者 大角 秀樹

住所 奈良県生駒郡三郷町立野南3-28-21

(平成26年5月12日揭示済)

天理市上下水道局公告第10号

天理市指定下水道工事店の廃止について

平成26年5月12日付をもって下記の天理市指定下水道工事店は廃止したので公告する。

平成26年5月12日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

廃止天理市指定下水道工事店

商号 菅野建設(株)

代表者 菅野 光真

住所 奈良県天理市石上町598-1

(平成26年5月12日揭示済)

天理市上下水道局公告第11号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年5月12日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成26年5月14日揭示済)

天理市上下水道局公告第12号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年5月14日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	東井戸堂町の一部

(平成26年5月19日揭示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年5月19日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部
柳本北第12-2処理分区	二階堂上ノ庄町の一部
天理北第1処理分区	石上町・田部町・豊井町の一部
天理北第4処理分区	前裁町の一部
天理北第5処理分区	前裁町・荒蒔町の一部
天理北第8処理分区	二階堂上ノ庄町の一部
天理北第9処理分区	東井戸堂町・西井戸堂町の一部
大和川第5処理分区	柳本町の一部
大和川第7処理分区	遠田町・西長柄町・柳本町の一部
大和川第8処理分区	西長柄町の一部

(平成26年5月28日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第7号

天理市水道水源保護条例施行規程(平成14年6月天理市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

平成26年5月28日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

別表環境基準の項を次のように改める。

環境基準	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、人の健康の保護に関する環境基準別表1による。	
	ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム-TEQ以下

別表水道法第4条第2項の項を次のように改める。

水道法第4条第2項	亜硝酸態窒素	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	銅及びその化合物	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	陰イオン界面活性剤	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
	非イオン界面活性剤	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
	フェノール類	1リットルにつき0.005ミリグラム以下

別表ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の項を次のように改める。

農薬に係る排水基準	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針(平成2年5月24日環水土第77号環境庁水質保全局長通知)別表による。
-----------	--

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(平成26年5月28日揭示済)

天理市上下水道局公告第14号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年5月28日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	長柄町の一部

(平成26年6月4日揭示済)

天理市上下水道局公告15号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成26年6月10日 火曜日

天理市公報

平成26年6月4日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。
平成26年6月4日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店
商 号 (株)光成建設
代表者 荒木 猛
住 所 奈良県奈良市法華寺町1065